

第29回 消防操法大会

消防団員の技術の向上と士気の高揚を図るため、消防操法大会を実施します。消防団員の気迫あふれる姿をぜひご覧ください。消防団活動写真コンクールへのご応募もお待ちしております。

日時 5月31日(日) 午前9時～
※雨天決行

場所 市総合公園

種目 ▷小型ポンプ操法の部
▷自動車ポンプ操法の部



問 消防本部 (☎☎0041)

児童手当の現況届と 子育て世帯臨時特例給付金の申請をお忘れなく

■児童手当現況届〈表面〉

児童手当を受給している方は、6月中に「現況届」を提出してください。受給している方には6月上旬に案内を送付しますので、同月中に手続きをしてください。手続きをしないと、受給資格のある方でも6月分以降の手当が受けられなくなります。

■子育て世帯臨時特例給付金〈裏面〉

今年度も子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

対象 平成27年6月分の児童手当受給者

金額 子ども1人につき3,000円

児童手当現況届の裏面が子育て世帯臨時特例給付金の申請書となっています。忘れずにご記入ください。

〈表面〉	〈裏面〉
児童手当現況届	子育て世帯臨時特例給付金申請書

提出方法

同封の返信用封筒にて子育て支援課まで郵送するか、下記受付日程を参照の上、直接提出してください。

※外国人の方はパスポートなどの確認が必要ですので、窓口で直接提出してください。

受付日程

期 日	時 間	場 所
6月1日(月)～30日(火) ※土・日曜日を除く	午前8時30分～午後5時15分	子育て支援課
6月16日(火)・17日(水)	午後5時30分～7時	文化プラザ・ルナホール

問 子育て支援課 (内線154)

福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度は、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分(1～3割)の全額または一部を助成するものです。ただし、保険診療分以外のもの(入院の際の食事代、部屋代、診断書などの文書料)は助成の対象外です。県内の医療機関を受診するときは、保険証と受給者証を窓口で提示してください。県外の医療機関では受給者証が使用できないため、後日かかった医療費を返還する手続きを行ってください。

助成を受けるには、あらかじめ申請が必要です。下記に該当する方は、福祉課または子育て支援課で手続きをしてください。

■自己負担分が全額助成される方

重度心身障害者福祉医療…いずれかの手帳をお持ちの方

▷身体障害者手帳1級、2級、3級

▷療育手帳A1、A2、B1

▷精神障害者保健福祉手帳1級、2級(所得制限あり)

▷戦傷病者手帳と身体障害者手帳4級の両方

乳幼児等福祉医療…中学校3年生までのお子さん

母子家庭等福祉医療…母子家庭のお母さんとそのお子さん、または両親のいない家庭のお子さん(※)

父子家庭福祉医療…父子家庭のお父さんとそのお子さん(※)

※お子さんの年齢が18歳に到達した後の3月31日まで

■自己負担分の1/2が助成される方

自立支援医療(精神通院)支給認定者 (適用を受けてから受診した分の医療費が対象)

問 ▷重度心身障害者福祉医療・自立支援医療…福祉課 (内線167)

▷乳幼児等・母子家庭等・父子家庭福祉医療…子育て支援課 (内線155)